

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成20年9月25日 提出

提出者 周南市議会企画総務委員会
委員長 立 石 修

(別 紙)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書

原油や食料品の価格の高騰が続き、国民、勤労者の生活を直撃している。

日本の景気はさらに減速しているという見方も増え、特に生活困窮層にあつては「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されなくなるおそれがある。

これまでの景気回復下において、国と地方の格差は拡大し、地域経済は疲弊している。賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫させ、さらなる地域経済の悪化や地方行政運営に深刻な影響を与えることが懸念される。

よって、周南市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とする所得税減税や生活困窮者に対する緊急的対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

山口県 周南市議会